

様式第1号（第7条関係）

松伏町貸出公用車使用許可申請書兼誓約書

年 月 日

松伏町長 宛て

松伏町公用車の貸出しに関する要綱第7条の規定により次のとおり申請し、及び誓約します。

申請者	☐ 個人 (フリガナ) 氏名		☐ 団体 団体名 代表者氏名					
	住所			連絡先				
運転者	氏名			連絡先				
	住所							
	運転免許証又は免許情報記録	番号	第				号	
		有効期限	年 月 日まで有効		種類	大型	中型	準中
	条件	☐ 眼鏡等 ☐ 普通車はAT車に限る その他（ ）						
乗車人数	人	同乗者の氏名						
使用日時	年 月 日（ ）			午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで				
使用目的	☐	せん定枝等の運搬		☐	粗大ごみの運搬			
	☐	集団資源回収		☐	自治会等が回収した粗大ごみの運搬			
行き先	☐	東埼玉資源環境組合 堆肥化施設		☐	松伏町リサイクルセンター			
	☐	その他（ ）						
使用に関する誓約書	松伏町公用車の貸出しに関する要綱に基づき、次の事項を確認の上、借り受けます。							
	1 使用期間中は、道路交通法を遵守します。							
	2 転貸は、しません。							
	3 万一事故等で貸出公用車を損傷し、又は第三者に損害を与えた場合の修理に要する費用等は、松伏町が加入している自動車保険で補填されない部分においては、全て許可者又は運転者（以下「使用者」という。）の負担とします。							
	4 使用者は、貸出公用車の使用中に道路交通法に規定する違法駐車に対する措置を受けたときは、使用者自らの責任において反則金、警察による車両移動費用その他の違法駐車に係る諸費用を負担します。							
	5 その他事故等に関し、松伏町に一切の迷惑及び損害をかけません。							
<参考> 松伏町が加入している任意保険（損害賠償責任額）								
		保 険 金 額						
対 人・対 物		無 制 限						
車 両		貸出公用車の任意保険額を限度とする						
人身傷害		3, 0 0 0 万円						
詳細は、保険証券の記載したところに従う。								

注) 運転免許証又は特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カードの確認をさせていただきます。